

○指定講習機関の指定等に関する内規

平成 2 年 9 月 1 日

公安委員会内規第 1 号

指定講習機関の指定等に関する内規を次のように定める。

指定講習機関の指定等に関する内規

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この内規は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 4 第 1 項の指定講習機関について必要な事項を定めるものとする。

(取消処分者講習及び初心運転者講習の実施)

第 2 条から第 4 条まで 削除

第 5 条 指定講習機関指定申請書（別記第 2 号様式）には、指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 2 条第 2 項に掲げる書類のほか、特定講習指導員名簿（別記第 3 号様式）を添付するものとする。

2 規則第 2 条第 2 項第 10 号の書類は、講習計画書（別記第 4 号様式）によるものとする。

第 6 条 削除

(名称等の変更の届出)

第 7 条 指定講習機関は、規則第 4 条第 1 項又は第 3 項の規定により名称等を変更する場合は、公示事項等変更届出書（別記第 6 号様式）により届け出るものとする。

(講習業務規程の認可の申請)

第 8 条 指定講習機関は、法第 108 条の 6 第 1 項前段の規定により講習業務規程の認可を受けようとするときは、講習業務規程認可申請書（別記第 7 号様式）に当該講習業務規程を添えて申請するものとする。

2 指定講習機関は、法第 108 条の 6 第 1 項後段の規定により講習業務規程の認可を受けようとするときは、講習業務規程変更認可申請書（別記第 8 号様式）に必要事項を記載して提出するものとする。

第 2 章 審査等

(審査申請)

第 9 条 山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転適性指導（法第 108 条の 4 第 1 項第 1 号の運転適性指導をいう。）又は

運転習熟指導（同項第2号の運転習熟指導をいう。）についての技能及び知識に関する審査を受けようとする者は、公安委員会に審査申請書（別記第9号様式）を提出するものとする。

（審査方法及び合格基準）

第10条 前条の審査の実施方法及び合格基準については、別表のとおりとする。

（審査の免除）

第11条 第9条の審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げる者に対しては、当該各号に掲げる審査細目についての審査を免除するものとする。

（1）過去6月以内に審査を受け、当該審査において審査細目のいずれかについて前条に規定する合格基準に達する成績を得た者 その審査に係る当該成績を得た審査細目

（2）いずれかの車種について審査に合格している者 審査項目「運転習熟指導に関する知識」

（合格証書の交付）

第12条 公安委員会は、第9条の審査に合格したものに対し、運転適性指導員審査合格証書（別記第10号様式）又は運転習熟指導員審査合格証書（別記第11号様式）を交付するものとする。

（特定講習指導員の選任及び解任）

第13条 指定講習機関の代表者は、運転適性指導員（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導員をいう。以下同じ。）又は運転習熟指導員（同項第2号の運転習熟指導員をいう。以下同じ。）で特定講習（同条第2項の特定講習をいう。以下同じ。）の業務に従事する者（以下「特定講習指導員」という。）を選任したときは、選任届（別記第12号様式）を、解任したときは解任届（別記第13号様式）を提出するものとする。

2 法第108条の5第3項の規定により特定講習指導員の解任を命ずるときは、あらかじめ理由等を特定講習指導員解任理由通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

3 法第108条の5第3項の規定により特定講習指導員の解任を命ずるときは、特定講習指導員解任命令書（別記第15号様式）によるものとする。

第14条及び第15条 削除

第3章 検査等

（講習で使用する車両）

第16条 講習には、公安委員会に届出をした車両（以下「講習車両」という。）を使用するものとする。

2 講習車両は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第35条第2項第3号の規定に該当し、自動車教習所の指定等に関する内規（昭和63年山口県公安委員会内規第1号）に規定する教習車の基準に適合したものでなければならない。

3 講習車両の届出をしようとするときは、講習車両使用届（別記第17号様式）を提出するものとする。この場合において、登録自動車であるときは、自動車検査証の写しを添付するものとする。

4 前項の規定により届け出た講習車両を変更しようとするときは、講習車両変更届（別記第18号様式）を提出するものとする。この場合において、登録自動車であるときは、自動車検査証の写しを添付するものとする。

第17条 削除

（講習の休廃止の許可等）

第18条 指定講習機関は、規則第14条第1項の規定により特定講習の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ講習休廃止許可申請書（別記第19号様式）により公安委員会に申請し、許可を受けなければならない。

（終了証書の交付）

第19条 指定講習機関は、特定講習の受講を終えた者に対し、終了証書を交付しなければならない。

（検査）

第20条 公安委員会は、指定講習機関について、法第108条の4第1項各号に定める基準に適合しているかどうか、又は第108条の5第1項若しくは第2項の規定に従い運営されているかどうかについて、次の区分により検査するものとする。

総合検査・・・・・・・・年1回

随時検査・・・・・・・・必要の都度

抽出検査・・・・・・・・必要の都度

（立会い）

第21条 公安委員会は、指定講習機関が講習を行う場合には、警察職員を立会させ、特定講習の実施上の適否及び講習の受講状況等必要な検査をさせることができる。

（検査後の指導等）

第 22 条 公安委員会は、前 2 条の規定により検査を行った結果、法第 108 条の 4 第 1 項各号に定める基準に適合しない事項があると認めた場合は、適合措置命令書（別記第 20 号様式）によりこれらに適合するよう指導し、又は警告するものとする。

（指定の取消し）

第 23 条 公安委員会は、法第 108 条の 11 第 1 項又は第 2 項の規定により指定講習機関の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ理由等を指定講習機関指定取消理由通知書（別記第 21 号様式）により通知するものとする。

2 公安委員会は、指定を取り消すことを決定したときは、指定講習機関指定取消通知書（別記第 22 号様式）により通知するものとする。

（書類の提出）

第 24 条 規則及びこの内規に基づき公安委員会に提出する書類は、運転免許課長を経由して提出しなければならない。

（その他）

第 25 条 この内規に定めるもののほか、指定講習機関に対する指導等について必要な事項は、警察本部長が定める。